

独立行政法人自動車事故対策機構生活資金貸付業務実施規程

平成15年10月21日

機構規程第21号

改正	平成23年	3月30日	平成23年機構規程（援護）第4号
改正	平成27年	4月8日	平成27年機構規程（援護）第25号
改正	平成28年	2月8日	平成28年機構規程（援護）第5号
改正	平成31年	3月25日	平成31年機構規程（援護）第12号
改正	令和元年	6月27日	令和元年機構規程（援護）第20号
改正	令和4年	2月8日	令和4年機構規程（援護）第1号

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 貸付けの条件（第4条－第8条）
- 第3章 貸付金の交付等（第9条－第18条）
- 第4章 貸付金の返還（第19条－第21条）
- 第5章 貸付金の返還猶予及び返還免除（第22条－第26条）
- 第6章 貸付金の回収等（第27条－第33条）
- 第7章 補則（第34条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人自動車事故対策機構業務方法書第37条の規定に基づき、生活資金貸付業務の実施に関し必要な事項を定め、もって、当該業務の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

（貸付けの種類）

第2条 生活資金の貸付けは、次項に該当する者に対する次の4種類とする。

(1) 交通遺児等貸付け

自動車事故により死亡した者の遺族又は自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号。以下「自賠令」という。）別表第一に定める第1級又は第2級に該当する介護を要する後遺障害をもたらす傷害若しくは同令別表第二に定める第1級から第3級までのいずれかに該当する後遺障害をもたらす傷害又はこれらと同程度以上の傷害であると認められたものを受けた者の家族である義務教育終了前の児童に対する貸付け

(2) 不履行判決等貸付け

自動車事故による損害賠償についての債務名義を得た被害者であって、当該債務名義に係る債権についてその全部又は一部の弁済を受けることが困難であると認められるものに対する貸付け

(3) 後遺障害保険金（共済金）一部立替貸付け

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号。以下「自賠法」という。）の規定により後遺障害に係る損害賠償額（以下「後遺障害保険金（共済金）」という。）の支払いを受けるべき被害者に対する貸付け

(4) 保障金一部立替貸付け

自賠法第4章の規定による障害のてん補として支払われる金額（以下「保障金」という。）の支払いを受けるべき被害者に対する貸付け

2 生活資金の貸付けは、次のいずれかに該当する被害者又はこれと同程度以上に生活に困窮していると認められる被害者に対して行うものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

(2) 所得税法（昭和40年法律第33号）の規定により所得税を納付しないこととなる者（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）による改正後の所得税法の規定により所得税を納付することとなる者であって、当該所得税額が別表により算出する金額を超えないものを含む。）（以下「所得税非課税者」という。）であって、次に掲げるもの

イ その者を扶養する者がいない者

ロ その者を扶養する者がいる者であって、当該扶養する者が所得税非課税者であるもの

3 前項の規定にかかわらず、第1項第1号又は同項第2号の貸付けを受けようとする者が精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失している又は労働能力に高度の制限を有するときは、貸付けを行わないものとする。

（貸付対象者）

第3条 交通遺児等貸付けの対象者は、義務教育終了前の児童であって、当該児童の保護者又は里親が次のいずれかに該当する者とする。

(1) 自動車事故により死亡したとき

(2) 自動車事故により自賠令別表第一に定める第1級又は第2級に該当する介護を要する後遺障害をもたらす傷害若しくは同令別表第二に定める第1級から第3級までのいずれかに該当する後遺障害をもたらす傷害又はこれらと同程度以上の傷害であると認められたものを受けたとき

2 不履行判決等貸付けの貸付対象者は、自動車事故による損害（生命又は身体に係るものに限る。）についての確定判決、仮執行の宣言を付した給付判決・支払命令、執行証書、訴訟上の和解調書又は調停証書のいずれか1つを有する被害者とする。

3 後遺障害保険金（共済金）一部立替貸付けの対象者は、自賠令別表第一に定める第1級又は第2級に該当する介護を要する後遺障害若しくは同令別表第二に定める等級のいずれかに該当する後遺障害が残るおそれのある者であって、当該後遺障害に係る後遺障害保険（共済金）の支払いを受けていない者とする。

4 保障金一部立替貸付けの対象者は、政府に保障金を請求できる者であって、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 死亡の場合は、死亡した者の遺族

(2) 後遺障害の場合は、自賠令別表第一に定める第1級又は第2級に該当する介護を要

する後遺障害若しくは同令別表第二に定める等級のいずれかに該当する後遺障害が残るおそれのある者

(3) 傷害の場合は、自賠令第5条第2号又は第3号に該当する者

第2章 貸付けの条件

(貸付額)

第4条 交通遺児等貸付けの貸付額は、次のとおりとする。

(1) 一時金 15万5千円

(2) 月額 貸出期間中1月につき1万円又は2万円

(3) 入学支度金 4万4千円

2 不履行判決等貸付けの貸付額は、前条第2項の債務名義において定められた損害賠償額のうち、弁済を受けることが困難であると認められる額の2分の1に相当する額（1万円未満は切り上げる。）の範囲内であって、10万円以上100万円以内の額とする。

3 後遺障害保険金（共済金）一部立替貸付けの貸付額は、後遺障害保険金（共済金）推定額の2分の1に相当する額（1万円未満は切り上げる。）の範囲内であって、10万円以上290万円以内の額とする。

4 保障金一部立替貸付けの貸付額は、推定保障金の2分の1に相当する額（1万円未満は切り上げる。）の範囲内であって、死亡又は後遺障害にあつては10万円以上290万円以内、傷害にあつては10万円以上40万円以内の額とする。

(貸付期間)

第5条 交通遺児等貸付けの貸付けの期間は、貸付けを決定した月から当該児童が義務教育を終了する月までとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、貸付けを廃止するものとする。

(1) 貸付けを受けている児童が死亡したとき。

(2) 貸付けを受けている児童が精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を有することとなったとき。

(3) 生活困窮の程度が第2条第2項の規定による基準に適合しないと認められるとき。

(4) 貸付けの辞退の申し出があったとき。

(請求代行)

第6条 後遺障害保険金（共済金）一部立替貸付け又は保障金一部立替貸付けについては、当該保険金（共済金）又は保障金の請求及び受領を貸付対象者に代わって行うものとする。

2 前項の受領は、その金額についてあらかじめ貸付対象者の同意を得た後に行うものとする。

(返還の期限)

第7条 前条の返還の期限は、後遺障害保険金（共済金）若しくは保障金が支払われたとき又は支払われないことが決定されたときまでとする。

(貸付金の利子)

第8条 生活資金の貸付金の利子は、無利子とする。

第3章 貸付金の交付等

(貸付けの申込み)

第9条 交通遺児等貸付けを希望する者は、貸付申込書（第1号様式）、交通事故を証する書面、生活困窮の状況を証する書面（以下「生活困窮状況証明書」という。）、重度後遺障害証明書（貸付対象者が第3条第1項第2号に該当する場合に限る。）、戸籍謄本その他保護者等との関係を証する書類及び印鑑登録証明書を支所に提出するものとする。

2 不履行判決等貸付けを希望する者は、貸付申込書（第2号様式）、生活困窮状況証明書、債務名義を証する書面及び印鑑登録証明書を支所に提出するものとする。

3 後遺障害保険金（共済金）一部立替貸付け又は保障金一部立替貸付けを希望する者は、貸付申込書（第2号様式）、生活困窮状況証明書、請求代行関係書類（保険金（保障金）請求・受領委任状を含む。）及び印鑑登録証明書を支所に提出するものとする。

(貸付けの決定)

第10条 理事長は、生活資金の貸付けの申込みを受付けたときは、そのつど必要な調査を行い、速やかに貸付けの要否を決定するものとする。

(貸付決定書の交付)

第11条 理事長は、生活資金の貸付けを行うことを決定したときは、貸付申込者に貸付決定書（第3号様式又は第4号様式）を交付するものとする。この場合において、不履行判決等貸付け、後遺障害保険金（共済金）一部立替貸付け及び保障金一部立替貸付けに係る貸付対象者には、次の各号に掲げる書類を提出させるものとする。

(1) 不履行判決等貸付けにあつては、貸付金借用証書（第5号様式）、貸付金返還明細書（第8号様式）及び印鑑登録証明書

(2) 後遺障害保険金（共済金）一部立替貸付け及び保障金一部立替貸付けにあつては、貸付金借用証書（第6号様式）及び印鑑登録証明書

2 理事長は、生活資金の貸付けを行わないことを決定したときは、貸付申込者にその旨を理由を付して通知するとともに、貸付申込書を除き関係書類を返付するものとする。

(貸付金の交付)

第12条 生活資金の貸付金の交付は、貸付けを受けることとなった者（以下「貸付利用者」という。）の指定する銀行その他の金融機関（都市銀行、地方銀行、相互銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合及び農業協同組合）の普通預金口座又は郵便局の振込口座（以下「金融機関等の口座」という。）に振り込むことにより行うものとする。

2 交通遺児等貸付けのうち月額については、3月に1回、3月分の貸付額をとりまとめて交付し、それ以外の貸付け（交通遺児等貸付けの一時金及び入学支度金を含む。）については、貸付額を一括して交付するものとする。

3 前項の入学支度金については、貸付利用者が小学校、中学校又は中等教育学校へ入学するときに申し出によって交付するものとする。この場合において、すでに小学校、中学校又は中等教育学校へ入学した貸付利用者が入学した年の5月末日までに行った申し

出についても、同様に扱うものとする。

- 4 交通遺児等貸付けのうち月額については、貸付利用者の申し出により、貸付金の金額を変更することができるものとする。

(年度総額の通知)

第13条 独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）は、交通遺児等貸付けについては、貸付開始後、年度ごとに当該年度の貸付金の総額を貸付利用者に対し通知するものとする。

(生活困窮状況証明書の提出)

第14条 交通遺児等貸付けの貸付利用者は、毎年6月1日から同月末日までの間に、前年度に係る第9条第1項の生活困窮状況証明書を提出しなければならない。ただし、その年の4月1日から5月末日までに新たに貸付けの決定を受けて貸付利用者となった場合はこの限りではない。

(貸付金総額受領書の提出)

第15条 交通遺児等貸付けの貸付利用者は、貸付期間が5年を超えるときは、5年毎に貸付金総額受領書を提出しなければならない。

(貸付金借用証書等の提出)

第16条 交通遺児等貸付けの貸付利用者は、最後の貸付金の受領後、貸付金の総額について貸付金借用証書（第5号様式）、貸付金返還明細書（第7号様式）及び印鑑登録証明書を提出しなければならない。

(貸付金の交付の停廃止又は返還期限の繰上げ)

第17条 機構は、貸付利用者又は連帯保証人が、次のいずれかに該当すると認められる場合は、貸付金の交付を停止若しくは廃止し、又は返還未済額の全部若しくは一部の返還期限を繰上げることができるものとする。

- (1) この規程に違反したとき。
- (2) 貸付申込書に記載すべきことを故意に記載せず又は虚偽の記載をしたことにより生活資金の貸付けを受けたことが判明したとき。
- (3) 返還能力があるにもかかわらず返還を怠ったとき。
- (4) 返還の折衝に応じないとき。
- (5) 債務の存在を認めないなど返還の意思が認められないとき。

(異動届)

第18条 貸付利用者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに理事長に変更事項を届出なければならない。

- (1) 貸付利用者又は連帯保証人の氏名、住所、金融機関等の口座、印鑑登録その他重要な事項に変更があったとき。
- (2) 生活困窮の程度が第2条第2項に規定する基準に適合しなくなったとき（交通遺児等貸付けの場合に限る。）。
- (3) 貸付利用者が15歳に達した日の属する学年の末日以後、引き続いて中学校、中等教育学校前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学するとき（交通遺児等貸付けの場合に限る。）。
- (4) 連帯保証人を変更したとき。

- (5) 債権を回収したとき（不履行判決等貸付けの場合に限る。）。
- 2 連帯保証人は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を理事長に届出なければならない。
- (1) 貸付利用者が死亡したとき。
 - (2) 貸付利用者が精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を有することとなったとき。

第4章 貸付金の返還

（貸付金の返還）

第19条 交通遺児等貸付けの貸付金の返還は、貸付期間終了後、次に掲げる措置期間を経過した後の原則20年以内に行わなければならない。

- (1) 義務教育終了後直ちに就職し、又は自営業若しくは家事に従事する者 1年
 - (2) 義務教育終了後直ちに第22条第1項第2号又は第3号の規定により貸付金の返還を猶予された者 当該返還猶予期間を経過したときから6月
 - (3) その他の者 6月
- 2 義務教育終了前に貸付けを辞退した者については、前項中、「貸付期間終了後」とあるのは、「義務教育期間終了後」とみなして前項の規定を適用することができるものとする。この場合において、貸付けを辞退した者は、辞退から3年毎に据置期間延長の届出を要するものとする。

3 交通遺児等貸付の貸付金の返還方法は、原則20年以内の均等払とし、月賦又は月賦・半年賦併用の割賦金による金融機関等の口座からの自動引き落としを原則とするものとし、貸付利用者は、申し出により返還方法を変更することができるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、貸付利用者は、申し出によりいつでも返還未済額の全額を繰上げて返還することができるものとする。

第20条 不履行判決等貸付けの貸付金の返還は、貸付け後1年を経過した後の原則10年以内に行わなければならない。ただし、貸付対象者が債権を回収したときは、そのときまでとする。

2 不履行判決等貸付けの貸付金の返還方法は、前項ただし書の規定に該当するときは一括払とし、その他の場合は原則10年以内の元利均等払とし、月賦又は月賦・半年賦併用の割賦金を機構が指定する口座への入金により支払うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、貸付利用者は、申し出によりいつでも返還未済額の全額を繰上げて返還することができるものとする。

第21条 後遺障害保険金（共済金）一部立替貸付け又は保障金一部立替貸付けの貸付金の返還は、第7条の返還の期限が到来したときに一括して行うものとする。

2 理事長は、第6条の規定に基づき、後遺障害保険金（共済金）又は保障金の受領を代理して行い、当該後遺障害保険金（共済金）又は保障金と貸付金とを相殺するものとする。

3 理事長は、後遺障害保険金（共済金）又は保障金が支払われないことが決定されたとき又は当該後遺障害保険金（共済金）又は保障金が貸付額に達しない場合は、貸付利用

者に対して当該貸付額又は当該貸付額から当該後遺障害保険金（共済金）又は保障金の額を控除した残額の返還を求めるものとする。

第5章 貸付金の返還猶予及び返還免除

（貸付金の返還猶予）

第22条 理事長は、生活資金の貸付利用者が次のいずれかに該当するときは、申し出によって貸付金の返還を猶予することができるものとする。

- (1) 災害又は傷い疾病により返還が困難となったとき。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に規定する職業訓練校に在学しているとき。
- (3) 前号に類する外国の学校に在学しているとき。
- (4) その他真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難となったと認められるとき。

2 返還猶予の期間は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号又は第4号に該当する場合 1年以内（更にその事由が継続するときは、申し出により1年以内に限り延長することができるものとする。）
- (2) 前項第2号又は第3号に該当する場合 その事由の継続中

（貸付金の返還免除）

第23条 理事長は、生活資金の貸付利用者が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、貸付金を返還することができなくなったときは、その返還未済額の全部の返還を免除することができるものとする。

2 理事長は、生活資金の貸付利用者が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、貸付金を返還することができなくなったときは、その返還未済額の一部の返還を免除することができるものとする。

（返還免除額）

第24条 前条の規定により貸付金の返還を免除することができる額は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項の規定によるときは、死亡した者又は自賠令別表第一に定める第1級又は第2級に該当する介護を要する後遺障害をもたらす傷害若しくは同令別表第二に定める第1級から第3級までのいずれかに該当する後遺障害をもたらす傷害又はこれらと同程度以上の傷害であると認められたものを受けた者については、貸付金の返還未済額の全部の額
- (2) 前条第2項の規定によるときは、自賠令別表第二に定める等級のいずれかに該当する後遺障害をもたらす傷害又はこれらと同程度以上の傷害であると認められたものを受けた者（前号に該当する者を除く。）については、貸付金の返還未済額の一部の額であって労働能力の喪失の程度に応じた額

（貸付金の返還猶予及び返還免除の申し出）

第25条 貸付金の返還猶予及び返還免除を受けようとする貸付利用者、連帯保証人又は

相続人（以下「貸付利用者等」という。）は、その事由を明記した貸付金返還猶予願又は貸付金返還免除願にその事由を証明することのできる書類を添えて理事長に提出するものとする。

（貸付金の返還猶予及び返還免除の決定）

第26条 理事長は、前条の申し出があったときは、その内容を調査し、貸付金の返還猶予及び返還免除の可否を決定して、その結果を貸付利用者等に通知するものとする。

第6章 貸付金の回収等

（返還通知）

第27条 機構は、交通遺児等貸付け及び不履行判決等貸付けについては、貸付利用者が貸付金の返還を開始する6月前及び当該貸付利用者が18歳に達したときに、当該貸付金に係る返還総額及び返還方法並びに割賦金（第19条第3項、第20条第2項に規定する割賦の方法により貸付金を返還する場合における各返還期日ごとの貸付金の返還分をいう。）等を当該貸付利用者に対して通知するものとする。

2 機構は、交通遺児等貸付け及び不履行判決等貸付けについては、貸付利用者に対し毎年1回、当該年度に返還すべき割賦金及び返還方法並びに返還期日等を通知するものとする。

3 機構は、後遺障害保険金（共済金）一部立替貸付け及び保障金一部立替貸付けについては、後遺障害保険金（共済金）又は保障金が支払われないことが決定されたとき若しくは当該後遺障害保険金（共済金）又は保障金が貸付額に達しないときは、遅滞なく貸付利用者に対し貸付金の返還額、返還期日等を通知するものとする。

4 第1項及び第2項の規定による通知は、貸付利用者の住所の変更の届出がない等の理由により、機構においてその住所を知ることができないときは、当該貸付利用者の連帯保証人に対して行うものとする。

（返還の督促）

第28条 機構は、貸付利用者が貸付金の返還を1月以上延滞したときは、その返還を督促するものとする。

（延滞金）

第29条 機構は、貸付利用者が貸付金の返還を6月以上遅滞したときは、延滞金を徴するものとする。ただし、災害、傷い疾病その他別に定める事由に該当すると理事長が認めるときは、その延滞金を減免することができるものとする。

2 前項に規定する延滞金の額は、その延滞している貸付金の額に延滞した期間が6月をこえるごとに6月について100分の5を乗じて計算した金額に相当する額とする。

（返還の強制等）

第30条 機構は、貸付利用者又はその連帯保証人が督促を受けても貸付金等を返還しないときは、民事訴訟法（平成8年法律第109号）に定める手続により貸付金の返還を確保するものとする。

2 機構は、前項の規定によっても貸付金の返還を確保することができないときは、民事執行法（昭和54年法律第4号）その他強制執行手続に関する法令に定める手続により

貸付金の返還を確保するものとする。

(貸付金等の充当)

第31条 貸付利用者又は連帯保証人から支払われた返還金は、次の各号に定めるところにより貸付金に充当するものとする。

(1) 返還期日が到来している貸付金及び返還期日の到来していない貸付金があるときは、返還期日の到来した貸付金から充当する。

(2) 返還期日が到来している貸付金については返還期日が早く到来した順に、返還期日の到来していない貸付金については返還期日が到来することとなる順に充当する。

第32条 貸付利用者又は連帯保証人から返還金のほかに延滞金及び督促費用を徴する必要がある場合において、その者から支払われた額がこれらの合計額に満たないときは、督促費用、延滞金及び貸付金の順に充当するものとする。

(貸付金の管理)

第33条 貸付金の管理等については、この規程に定めるもののほか、独立行政法人自動車事故対策機構生活資金貸付金債権管理規程（平成15年機構規程第22号）によるものとする。

第7章 補則

(実施細目)

第34条 この規程の実施について必要な細目は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から適用する。
- 2 この規程の施行前に自動車事故対策センター生活資金貸付実施規程第34条の規定に基づきなされた貸付金の返還猶予は、この規程の第22条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月30日 機構規程（援護）第4号）

- 1 この規程は、平成23年4月1日より施行する。

別表（第2条関係）

380,000円×A×B

備考

この式において、A及びBの意義は、次のとおりとする。

A 当該所得税を納付する者が扶養する義務教育終了前の児童の数

B 当該所得税額の算出に当たり適用された税率

附 則（平成27年4月8日 機構規程（援護）第25号）

- 1 この規程は、平成27年4月8日より施行する。

附 則（平成28年2月8日 機構規程（援護）第5号）

1 この規程は、平成28年2月8日より施行する。

附 則（平成31年3月25日 機構規程（援護）第12号）

1 この規程は、平成31年4月1日より施行する。

2 この規程の施行前に独立行政法人自動車事故対機構業務方法書第11条第1項第2号の規定に基づきなされた不履行判決等貸付けに係る利子及び返還方法については、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月27日 機構規程（援護）第20号）

1 この規程は、令和元年7月1日より施行する。

附 則（令和4年2月8日 機構規程（援護）第1号）

1 この規程は、令和4年4月1日より施行する。